

八街市家庭的保育事業等（地域型保育事業）の
設備及び運営に関する基準（案）

八街市市民部児童家庭課

家庭的保育事業等の概要

○ 家庭的保育事業等について

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法に基づく市の認可事業（地域型保育事業）として新たに位置づけられ、市町村の財政支援（地域型保育給付）の対象として、多様な施設や事業の中から、利用者が選択できる仕組みとなります。

家庭的保育事業等は、原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業であり、その定員数や保育の実施場所等により、下記の表のとおり4つに分類されます。

事業	概要	定員
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する。 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。	5人以下
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気の下、多様なスペースできめ細やかな保育を実施する。 以下の類型がある。 A型：保育所分園に近い類型 B型：A型とC型の中間的な類型 C型：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型	6人以上 19人以下
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、利用する保護者・子どもの居宅で1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。	1対1が基本
事業所内保育事業	主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要としている子どもに保育を提供	様々 (数人～数十人)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

1 概要

家庭的保育事業等では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するとされている。
(児童福祉法 34 条の 15 第 3 項)

2 家庭的保育事業等の設備及び運営基準の制定に当たって

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営基準は、国が定める基準(省令)を踏まえ、市町村が条例を制定します。
(児童福祉法 34 条の 16 第 1 項)

(2) 国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営基準における「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は以下のとおり。
(児童福祉法 34 条の 16 第 2 項)

【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	職員の資格、員数
	乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	その他の事項

国の示す基準に対する八街市の基準（案）

○本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を八街市の基準とするものとする。

（※） 従：従うべき基準

参：参酌すべき基準

【家庭的保育事業者等の一般原則】	
国の示す基準の内容	本市の基準
●家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	国の基準どおり
●家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	国の基準どおり
●家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	国の基準どおり
●家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国の基準どおり
●家庭的保育事業所等それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）	国の基準どおり

●家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 （居宅訪問型保育事業は除く）	国の基準どおり
--	---------

【家庭的保育事業等の共通事項】			
項目	国が示す基準の内容	※	本市の基準
連携施設	連携施設の設定が必要（経過措置あり） ※居宅訪問型保育事業は除く [連携の内容] ・保育内容の支援 集団保育の体験、相談・助言 ・代替保育、卒園後の受皿	従	国の基準どおり
一般的要件及び資質、職員の基準	職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。 他の社会福祉施設をあわせて設置するときは、保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。 嘱託医及び調理員を置かなければならない。 （居宅訪問型保育事業は除く）	従	国の基準どおり
非常災害	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的	参	国の基準どおり

	計画を立て、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回実施すること。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり		
利用者との関わり	国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 虐待及び懲戒に係る権限乱用の禁止	従	国の基準どおり
衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	国の基準どおり
食事	献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含み、身体的状況及び思考を考慮したもの。 調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	従	国の基準どおり
健康診断	利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	国の基準どおり
	事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員		

重要事項の関する規程	の職種、員数及び職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関すること・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関すること。	参	国の基準どおり
帳簿・秘密保持・苦情	職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備 正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしてはならない。 苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。	従・参	国の基準どおり

【家庭的保育事業】（利用定員：１人～５人）			
項目	国が示す基準の内容	※	本市の基準
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者	従	国の基準どおり
職員数	乳幼児３人につき１人 （家庭的保育補助者を置く場合には、５人につき２人）	従	国の基準どおり

設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 ※部屋の面積自体は9.9㎡以上必要 (3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること) 便所を備える	参	国の基準どおり
	屋外遊技場	同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。		
耐火基準等		火災報知機・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期実施	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】①小規模保育事業所A型				
項目		国が示す基準の内容	※	本市の基準
保育従事者		保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童－おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童－おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備 面積	保育室等	満2歳未満乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊技場	屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		

給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。（注）追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】②小規模保育事業所B型

項目		国が示す基準の内容	※	本市の基準
保育従事者		保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童－おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童－おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備 面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊技場	屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		

	職 員	調 理 員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 ① 消火器等の消火器具 ② 非常警報器具 ③ 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】③小規模保育事業所C型（利用定員：6人以上10人以下）				
項 目	国が示す基準の内容		※	本市の基準
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と			国の基準どおり

		同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者	従	
	職員数	乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)	従	国の基準どおり
設備 面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊技場	屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
	耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。		

	(注) 追加的事項 ① 消火器等の消火器具 ② 非常警報器具 ③ 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	参	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【居宅訪問型保育事業】			
項目	国が示す基準の内容	※	本市の基準
事業の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育など	従	国の基準どおり
保育従事者	家庭的保育者 ※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者	従	国の基準どおり
職員数	乳幼児 1人につき1人	従	国の基準どおり
	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難で		

居宅訪問型 保育連携施設	あると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【事業所内保育事業】①保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）			
項目	国が示す基準の内容	※	本市の基準
保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数	乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童－おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童－おおむね30人につき1人の職員	従	国の基準どおり

		数とする。		
設備 面積	保育室等	満2歳未満 乳児室は1人につき1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室は1人につき1.98㎡ 保育に必要な用具、便所を備える。	参	満2歳未満 乳児室は1人につき3.3㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上 国の基準どおり
	屋外遊技場	屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 ① 消火器等の消火器具 ② 非常警報器具	参	国の基準どおり

	③ 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備		
連携施設に関する特例	連携施設を確保しないことができる。	従	国の基準どおり

②小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）				
項目		国が示す基準の内容		※ 本市の基準
保育従事者		保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士の割合は1/2以上。 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。		従 国の基準どおり
職員数		乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童－おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童－おおむね30人につき1人の職員数とする。		従 国の基準どおり
設備	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室		参 国の基準どおり

面積		1 人につき 1 . 9 8 m ² 以上 保育に必要な用具、便所を備える。		
	屋外遊技場	屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3 . 3 m ² 以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を 2 階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 ① 消火器等の消火器具 ② 非常警報器具 ③ 保育室等を 2 階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備	参	国の基準どおり
保育時間		1 日 8 時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解	従	国の基準どおり

	及び協力を得る。		
--	----------	--	--

○事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて

・事業所内保育事業を行う者は下表の定員区分に応じて、それぞれ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設ける。

定員区分		国基準 (地域枠の定員)	八街市基準（案）
1名～10名	1名～5名	1名	国の基準どおり
	6名・7名	2名	国の基準どおり
	8名～10名	3名	国の基準どおり
11名～20名	11名～15名	4名	国の基準どおり
	16名～20名	5名	国の基準どおり
21名～30名	21名～25名	6名	国の基準どおり
	26名～30名	7名	国の基準どおり
31名～40名		10名	国の基準どおり
41名～50名		12名	国の基準どおり
51名～60名		15名	国の基準どおり

61名～70名	20名	国の基準どおり
71名以上	20名	国の基準どおり

【各事業共通】八街市の独自の基準（案）		
項目	八街市の考え方	本市の基準
暴力団の排除	市民の安全・安心を図るため、暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため必要と考える	地域型保育事業を運営する者は、八街市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

○ 施行期日

- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

- ※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。